

○梅津善之委員長 9番、平 進介委員。

○9番 平 進介委員 いろいろ総括質疑をさせていただきます。私は初めに申し上げましたとおり、こうした大きな事業、行政がホテル経営を行うという市政の方向性を転換するというような事業については、当然新年度当初予算に計上するとともに、内谷市長が施政方針の中でしっかりと説明をして、議会で審議すべきものであるとは思いますが。

去る11月18日付で、商工会議所加藤会頭から浅野議長に要望書が提出されているようであります。中身を見ますと、同日に商工会議所で臨時議員総会を開き、T A Sの受持ち分の譲渡に向け、3点について決定したので格別な配慮を願いたいというものであります。随分と簡単な要望書ではないかと個人的には感じました。

市長への要望書も同じような文面なのか分かりませんが、先月11月18日に臨時議員総会を開いて、同日に議長宛てに要望書を提出し、11月30日からの12月定例会で審議を行って可決してほしいという内容であります。既に商工会議所と市当局の間で確認がなされているのではないかなという印象を強く感じざるを得ないという状況であります。

このたびの補正に際し、答弁でありましたように様々な事情があつてのことと一定の理解はするわけではありますが、例えば全員協議会に市長自ら出席をして説明するということなども今回はございませんでした。ぜひ、こうした大きな事業を展開する場合には、施政方針の中で市民の皆様や議会に対して丁寧な説明をさせていただいて理解を得るという姿勢を今後も堅持していただくよう要請をして、総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第63号 令和3年度長井市一般会計補正予算第11号についての質疑

○梅津善之委員長 まず、議案第63号 令和3年度長井市一般会計補正予算第11号の1件について、ご質疑ございませんか。

13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 お尋ねをします。

18ページ、児童手当支給事業の児童手当制度改正システム改修委託料221万4,000円について、担当課長にお尋ねをします。

11月30日の初日に提案され、採決を既に終わっております令和3年度長井市一般会計補正予算第10号で、新型コロナウイルスに関連した、5万円の現金支給について、既に扶助費は5万円の分で1億7,925万円で、システム導入委託料が296万3,000円、これについては、国全体が経費かかり過ぎるんでないかという議論があるわけですが、これと今回の児童手当支給事業のシステム改修委託料のシステムを変えることによって、ひとり親世帯のいろいろな改正の中身があつて、手当支給のシステムは改修さんなねなどということでこれ提案があるわけですが、同時期の児童手当に関するシステムで同時に委託できないのか。私はこれちょっと疑問なんです、担当課長にお聞きしたいんですが。16、17、18歳の部分は抜けるわけですがけれども、15歳以下はダブリがあるんでないかと私思うので、説明を求めます。

○梅津善之委員長 鈴木幸浩子育て推進課長。

○鈴木幸浩子育て推進課長 お答えをさせていただきます。

前回の補正予算案で出ささせていただいてるシステム改修費とこのたびの補正予算で上げさせていただいてるシステム改修費の違いということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鈴木幸浩子育て推進課長 前回については、あくまでも子育て世帯の給付金をつくるために全く新しいシステムを入れ込んだという形になります。今回のシステム改修につきましては、現在支給させていただいております児童手当、こちらのほうの制度が変わりましたので、その改修になります。今回の改修の内容でございますが、今まで、3人の扶養がいる世帯でございますけれども、960万円を超えるところにつきましては特例給付ということで、通常1万円の児童手当の支給をしているところが5,000円の手当の支給となってございました。今回の改修については、960万円の特例給付のところ、今度1,200万円を超えると特例給付もなく、児童手当の支給がなくなるということでございますので、法律の改正に合わせて、1,200万円を超えたところの特例給付の部分が支給ならなくなるようなシステムの改修でございます。

○梅津善之委員長 13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 了解しましたが、私、素人目に、今説明あったシステムの改修を国が、今回いわゆる児童手当支給事業の基準と併せて、5万円支給するという事業と併せて改修できないのかなとさっき質問したつもりでした。それについてはシステムの組み方が違うのは当然だと思っけども、今まさに議論として、国で現金支給10万円を近々にという動きも各市町村も含めてある中で、またもう一回システム作り直さないとなんていうことにならないようにするには、やっぱり同じことしてんのかなということを見ると、システムというのはどこかで一緒にできる部分ってないのかなと思うんだけど、10万円の現金給付も含めて、今いろいろ

年末なりコロナウイルスワクチンの3回接種なりで行政も忙しい中で、どういうふうに対応をしていられるおつもりなのか、ちょっと市長の見解をお聞きしたい。

○梅津善之委員長 いいですか、市長。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

まずは、こういうシステム改修については、私も素人から見ると何でこんなにかかるのか、そんなに大規模ではないはずなんですけど非常にかかるというのは、やっぱりシステムを組んでいただくSEの方の1日の人件費が40万円とかね、50万円とか、そういう話なんですよね。我々では考えられないような単価ですんでこうなるんだろうと思っております。

お尋ねの現金の給付でございますが、南陽市が早々とやると決めていただいているようなんですが、やっぱり5万円のいわゆるクーポンについては、少なくとも年明けの早くても2月とか3月ですから、そうなるよりは暮れとかですね、大変困ってる方もいらっしゃると思うので、できれば現金で私どもも年内中にしたほうが喜んでいただけるのかなと。16歳から18歳は、申請主義なものですからこの方は別になってしまっていますが、ですから例えば最終日提案ということとか、これができないとすれば、閉会后また臨時議会難しいとしたら専決処分などでその辺を考えなきゃいけないと思っております、これはここでちょっとお話できないことだと思いますが、今後議長、副議長、あるいは議会運営委員長にご相談させていただきながら、近々に決断してまいりたいなと思っております。

○梅津善之委員長 ほかにご質疑ございませんか。

5番、竹田陽一委員。

○5番 竹田陽一委員 21ページの商工費のタス再整備支援事業のうちの出資金1,000万円あるわけですが、その件についてお尋ねをしたいと

思います。

3者で1,000万円ずつというようなことで、いわゆる今度市の第三セクターになるのかなと思ってます。なので、第三セクターになったときの出資者としての権利とか義務が当然発生するわけです。先ほどの市長の話では、財政的な部分については第三セクターのタスビルのほうで全部やるんだというようなことでありますが、出資者となっておりますので、今後の財政的な関与とか、人についても取締役を先ほど送るといような話がありましたが、その辺について再度確認の意味で説明していただければと思います。

○梅津善之委員長 市長にですか。

○5番 竹田陽一委員 市長にです。すみません。

○梅津善之委員長 なお、お認めしますが、質疑の際は注意してお願いします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 それでは、簡潔にお話しさせていただきます。

まず基本的に、第三セクターというのはそのとおりであります。第三セクターとして例えば赤字が出た場合は、応分の負担はあるということは前提です。ただし、それをしない努力をもちろんするわけですし、これは赤字にはならないと思っております。思ってるというか、確信してます。

したがって、例えば運転資金などの借入れなんかも、議会の例えば損失補償を受けてやるということは基本的にあり得ないと。あとは、市と地場産業振興センターでいわゆる3分の2の出資比率になるわけですから、地場産業振興センターについては公的な非常に強い一般財団でありますので、そういった財団のほうにも迷惑をかけないように、3者でしっかりと取締役会等々で経営の方針等々についても議論しながら、誤りのない堅実な経営に努め、市のほうには基本的には負担をかけないという考え方で運

営すべきだと思っております。

○梅津善之委員長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第68号 令和3年度長井市下水道事業会計補正予算第4号についての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第68号 令和3年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

令和3年度長井市各会計補正予算案の表決

○梅津善之委員長 これから各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第63号 令和3年度長井市一般会計補正予算第11号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 令和3年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○梅津善之委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後に、お諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る20日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

閉 会

○梅津善之委員長 予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時24分 閉会

会議録署名